

枕崎市スポーツ協会表彰規定

(趣旨)

第1条 枕崎市スポーツ協会（以下「協会」という。）が行う表彰は、本市におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、また本市の運営、社会体育の振興に功績のあった者に対して行う。

(表彰の基準)

第2条 協会は、次の各号に定める基準に該当する者があるときは、これを表彰する。

1 体育功労者

本市スポーツの振興に顕著な功績がある者で、下記の事項にすべて該当する者。

ア 地域・職場において、引き続き10年以上社会体育の普及奨励のための企画又は指導に率先尽力した者で、原則として40歳以上（表彰年度の4月1日現在）の者。

イ 過去において、主としてスポーツに関する功績により、市段階の表彰を受けたことのない者。

ウ 協会ならびに、協会加盟団体の運営に顕著な功績のあった者。

2 優秀スポーツ選手

県・九州・全国大会などで、優秀な成績を収めた者。

3 優良団体

加盟団体のスポーツ活動において、特に顕著な実績をあげている団体。

(候補者等の推薦)

第3条 表彰候補者等は、協会加盟団体及び市スポーツ協会長が推薦するものとする。

2 候補者及び団体などの推薦においては、各競技団体より2名及び2団体以内とし、推薦順位をつける。

(審査)

第4条 表彰者及び表彰団体は、前条の規定により推薦された者について企画委員会において審査し決定する。

第5条 協会は、特に市スポーツ振興に功績のあった者に対し、感謝状を贈呈することができる。この場合前条の規定を準用する。

附 則

1 この規定は、昭和58年5月9日から施行する。

2 体協表彰規定は廃止する。

附 則

この規定は、平成6年6月16日から施行する。

附 則

この規定は、平成10年5月15日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月23日から施行する。

表彰規定の内規

第2条第2項 優秀スポーツ選手

『県・九州・全国大会などで、優秀な成績を収めた者』とは
枕崎市内に住所があること。
個人であること。（個人戦となる。）
県・・・優勝（又は優勝に準ずるもの）
九州・・・3位まで
全国・・・入賞

- ※ 団体は枕崎市内の学校とする。
- ※ その他、企画委員会が特に認めたもの。

第3条第2項 候補者及び団体などの推薦においては、各競技団体より2名及び2団体以内とし、推薦順位をつける。

- ※ 優秀スポーツ選手はこの条文から除く。

附則

平成22年6月17日の企画委員会で協議し、6月28日から施行する。

附則

平成24年6月21日の企画委員会で協議し、7月1日から施行する。